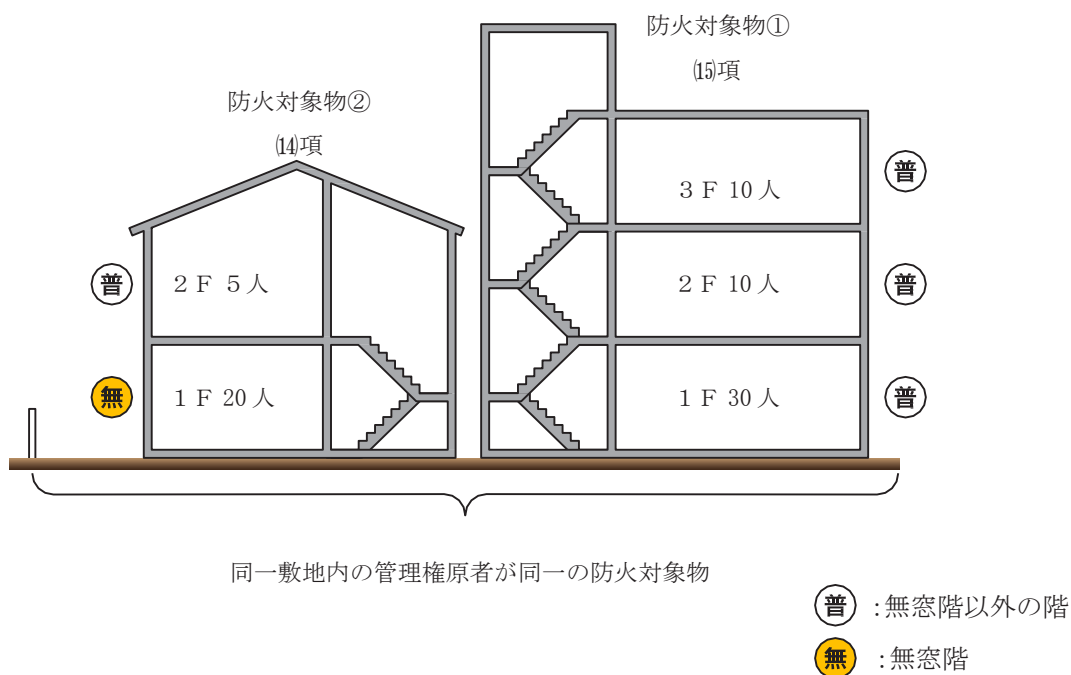


収容人員の算定について

1 収容人員の算定

収容人員の算定は、防火対象物の階ごとに算定した数（以下「階収容人員」という。）、又は当該棟に存する階の階収容人員を合算した数（以下「棟収容人員」という。）により取り扱うこと。

- (1) 法第8条の規定については、棟収容人員（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）により適用する。
- (2) 令第24条（非常警報設備）の規定については、棟収容人員又は階収容人員により適用する。
- (3) 令第25条（避難器具）の規定については、階収容人員により適用する。



防火管理者又は消防用設備等		防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
防火管理者	法第8条	①	(15)項	棟収容人員50人	75人 (令2条で合算)
		②	(14)項	棟収容人員25人	
非常警報設備	令第24条	①	(15)項	棟収容人員50人	階収容人員(1階・無窓階)20人
		②	(14)項	階収容人員(1階・無窓階)20人	
避難器具	令第25条	①	(15)項	階収容人員(3階)10人	

2 共通の取り扱い

(1) 「従業者」の取り扱いは次による。

ア 従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とする。

ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者にあつては、従業者として取り扱わない。

イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とする。（勤務時間帯の異なる従業者が重複する交替時の数としない。）

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入する。

エ 階収容人員を算定する場合、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入する。

オ 階収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定する。

ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。

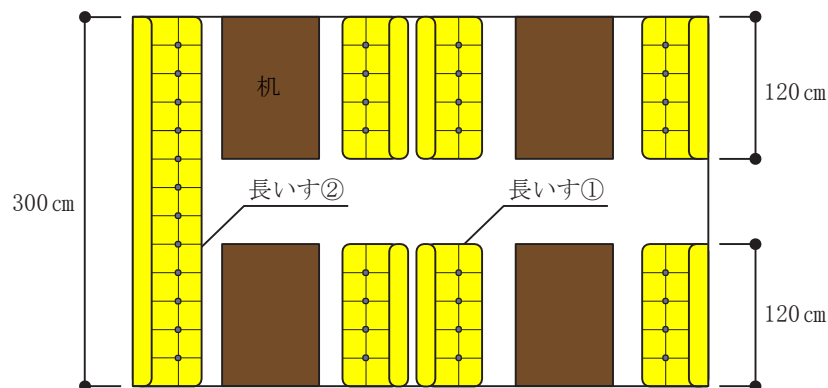
(2) 収容人員を算定するにあつての「床面積」の取り扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる1未満の端数は、切り捨てる。（3(4)ウを除く。）

イ 駐車のに供される部分、ロビー、廊下、通路、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めない。

(3) 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含む。

(4) 「長いす式のいす席」の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行う。



飲食店（令別表第1(3)項ロに掲げる防火対象物）の場合

○長いす①： $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人 2人席 $\times 6 = 12$ 人

○長いす②： $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6$ 人

合計：12人 + 6人 = 18人

3 令別表第1の各項ごとの取り扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第1表に定める方法によること。

第1表

区分	算定方法
(1)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数（1未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数 (3) その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数

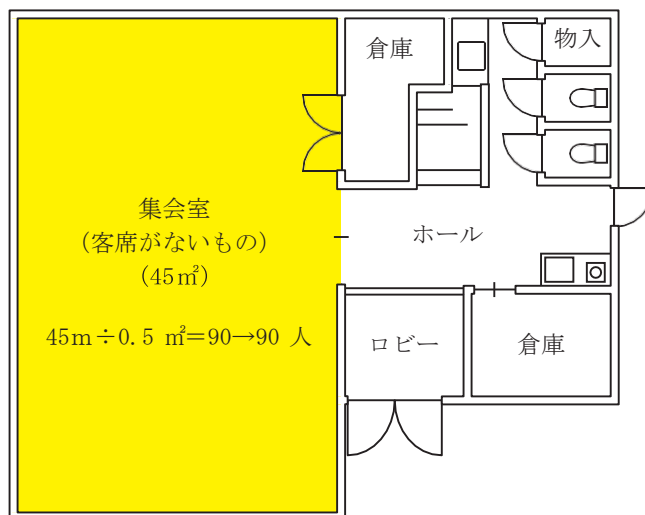
イ 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。

当該部分内の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除く。

ウ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいう。

エ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいう。

オ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を0.5㎡で除して得た数と従業者の数を合算して算定する。



(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第2表に定める方法によること。

第2表

区分	算定方法	
(2)項 (3)項	遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
	その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については次による。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについてはその数によること。

(ア) ボウリング場は、レーンに付属する固定式のいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 囲碁、将棋は、1台につき2人、マージャンは、1台につき4人とする。

(エ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の幅を0.5mで除して得た数とする。

(カ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とする。

(キ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。

ウ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定する。

エ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱う。

オ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。

カ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

(ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分

(イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分

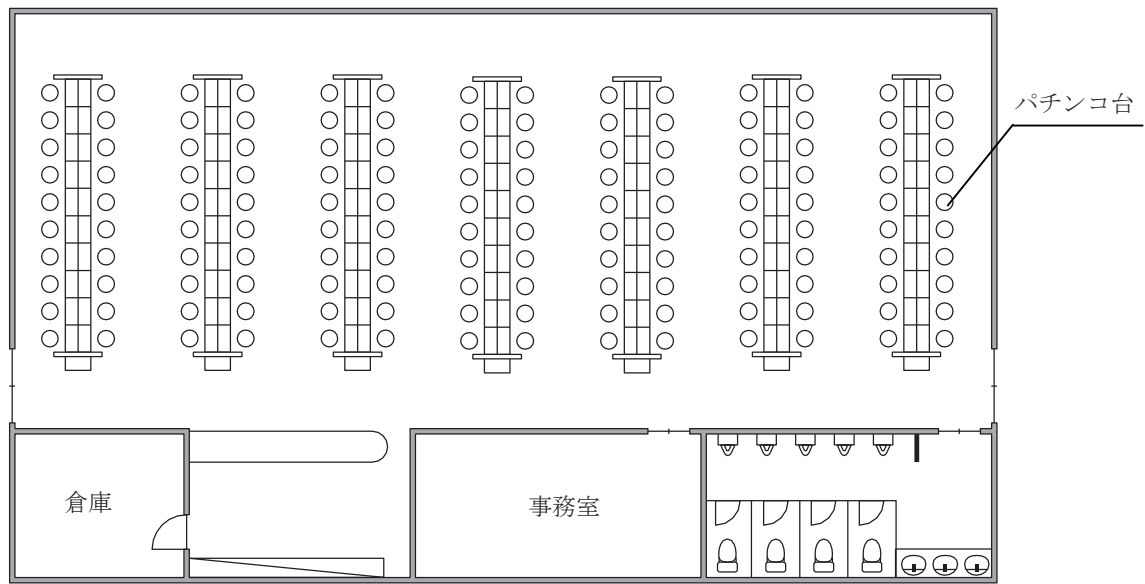
(ウ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分

(エ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分

(オ) 待合、料理店、飲食店等の固定式ではない椅子席の部分又は和式の部分。

キ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定する。

(パチンコ屋の算定方法例)

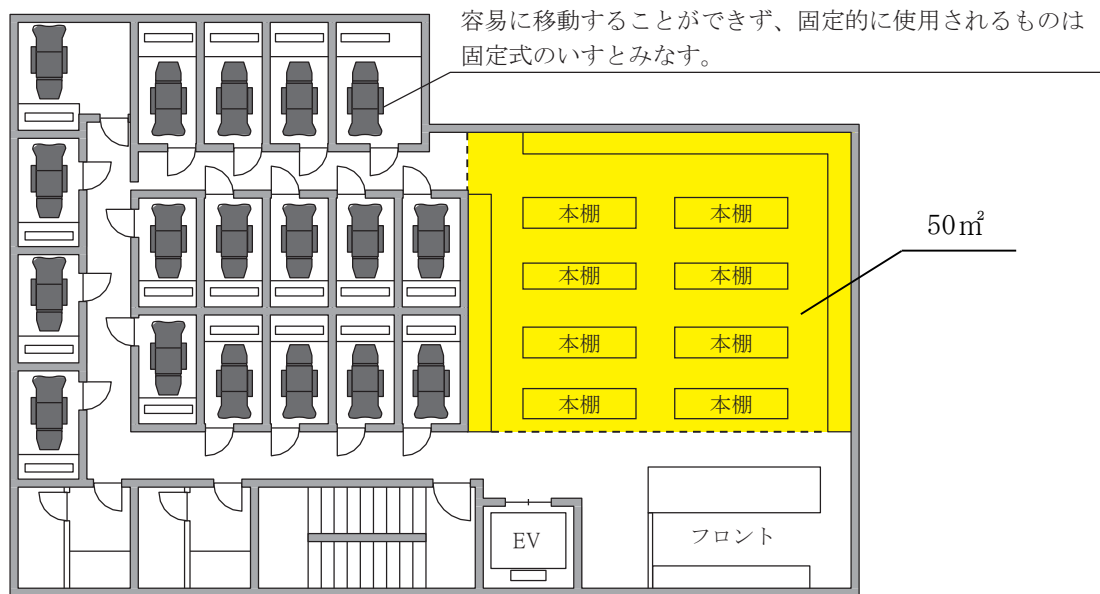


○従業者の数：10人

○遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数：パチンコ台140台→140人

階収容人員：150人

(インターネットカフェの算定方法例)



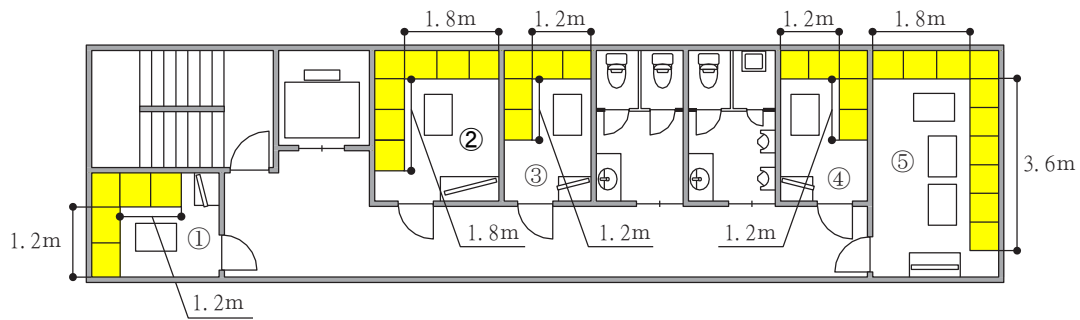
○従業者の数：2人

○固定式のいす席：18→18人

○その他の部分 () をの床面積を 3 m^2 で除して得た数
 $\cdot 50\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \div 16.6 \rightarrow 16\text{人}$

階収容人員：36人

(カラオケボックスの算定方法例)



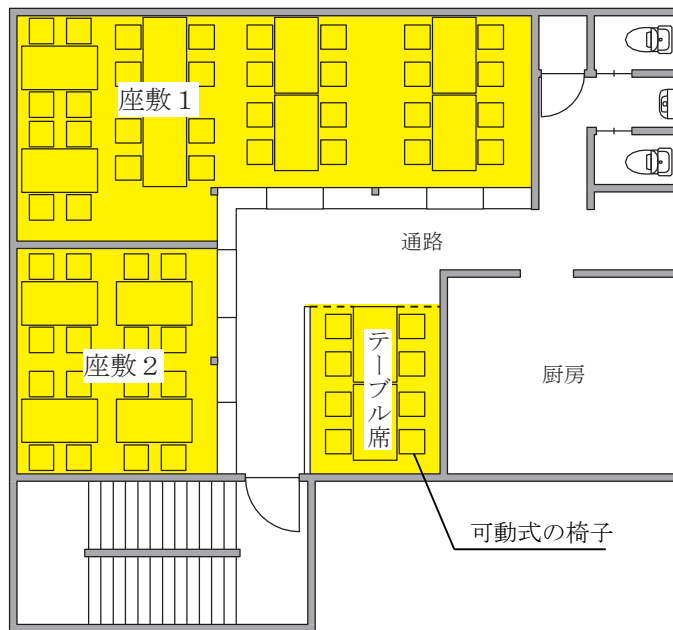
○従業者の数：1人

○その他の部分

- ・個室①：固定式の長いす席 $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室②：固定式の長いす席 $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人} \times 2 = 6\text{人}$
- ・個室③：固定式の長いす席 $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室④：固定式の長いす席 $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2\text{人} \times 2 = 4\text{人}$
- ・個室⑤：固定式の長いす席 $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3\text{人}$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7\text{人}$

階収容人員：28人

(飲食店の算定方法例) その 1



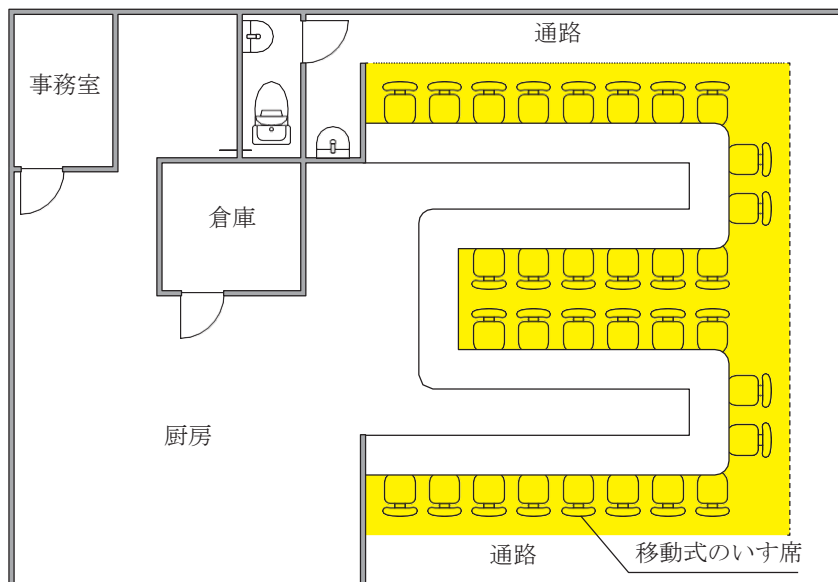
○従業者の数 : 4 人

○その他の部分

- ・ テーブル席 : $9\text{m}^2 \div 3 = 3 \rightarrow 3$ 人
- ・ 座敷 1 : $29\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 9.6 \rightarrow 9$ 人
- ・ 座敷 2 : $11\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 3.6 \rightarrow 3$ 人

階収容人員 : 19人

(飲食店の算定方法例) その 2



○従業者の数 : 3 人

○飲食の用に供する部分 (その他の部分) : $32\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 10.6 \rightarrow 10$ 人

階収容人員 : 13人

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第3表に定める方法によること。

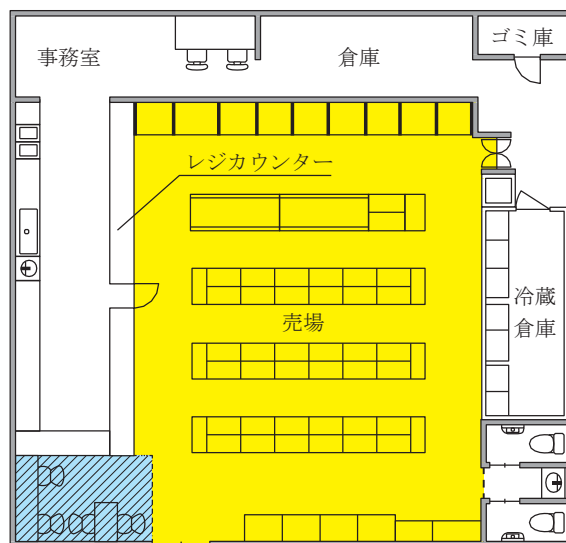
第3表

区分	算定方法
(4)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

イ「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含まれるものであること。

ウ「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とする。

（物品販売業を営む店舗の算定方法例）



○従業者の数：3人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分

・飲食又は休憩の用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数

飲食コーナー $13\text{㎡} \div 3\text{㎡} \div 4.3 \rightarrow 4$ 人

・その他の部分（）の床面積を4㎡で除して得た数（売場内の陳列ケースの部分も含む）

売場 $90\text{㎡} \div 4\text{㎡} \div 22.5 \rightarrow 22$ 人

階収容人員：29人

(4) 令別表第 1 (5)項イに掲げる防火対象物

ア 令別表第 1 (5)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第 4 表に定める方法によること。

第 4 表

区分	算定方法
(5)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 (2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を 6 m ² (簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3 m ²) で除して得た数 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数 (1 未満の端数は切り捨て) (2) その他の部分については、当該部分の床面積を 3 m ² で除して得た数

イ 「ベッドの数」は、ダブルベッド及び二段ベッドについては 2 人とする。

ウ 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる 1 未満の端数は切り上げる。

エ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者 1 人当たりの床面積がおおむね 3 m² 程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

オ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定する。

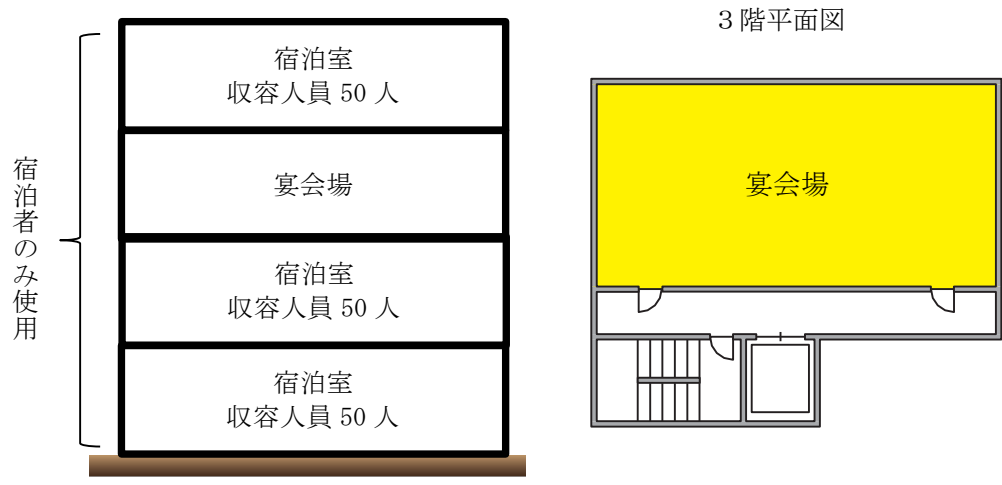
ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

カ 簡易宿泊所のうち、3 m²以下の宿泊室については、1 室につき 1 人として算定する。

キ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第 8 条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しないことができる。

令第 24 条（非常警報設備）及び令第 25 条（避難器具）の規定の適用にあたっては、当該部分の階収容人員を算定する。

(ホテルの算定方法例)



- ①法第8条の適用に係る収容人員：150人
- ②令第24条（非常警報設備）の規定については、3階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数に、①で求めた収容人員を合算した数により判定する。
- ③令第25条（避難器具）の規定については、3階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数により判定する。

- (5) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物
 - ア 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第5表に定める方法によること。

第5表

区分	算定方法
(5)項口	居住者の数により算定する。

- イ 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいう。
- ウ 建築計画における共同住宅等における収容人員の数は、第6表の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定する。

第6表

住戸の間取り	1 K、1 DK	1 LDK、2 DK	2 LDK以上
居住者の数	1 人	2 人	3.5人

(6) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第7表に定める方法によること。

第7表

区分	算定方法
(6)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

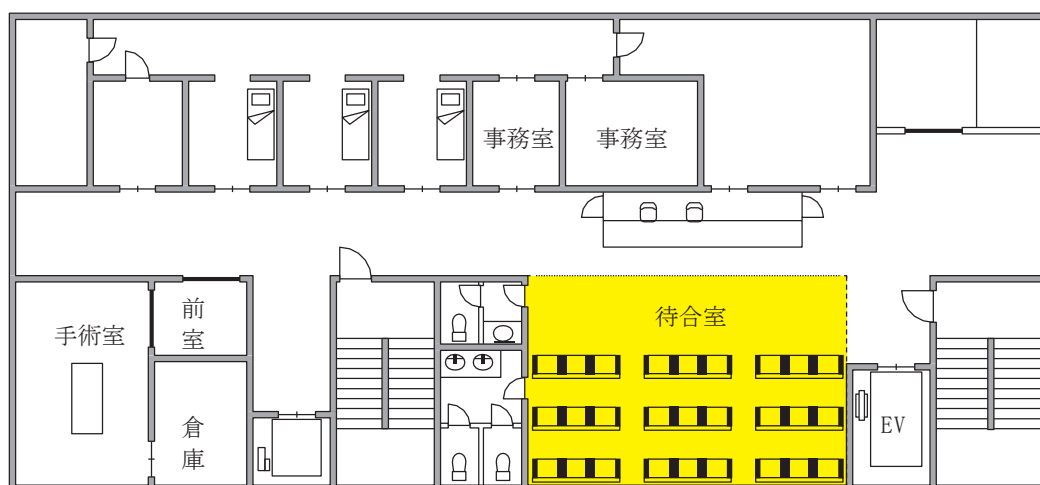
イ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まない。

ウ 保育器及び乳幼児のベッドについても「病床」に含む。

エ 料金の精算、診療等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により算定する。

オ 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定する。

(診療所の算定方法例)



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人

○待合室： $55 \div 3 \text{㎡} \approx 18.3 \rightarrow 18$ 人

収容人員：28人

(7) 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第8表に定める方法によること。

第8表

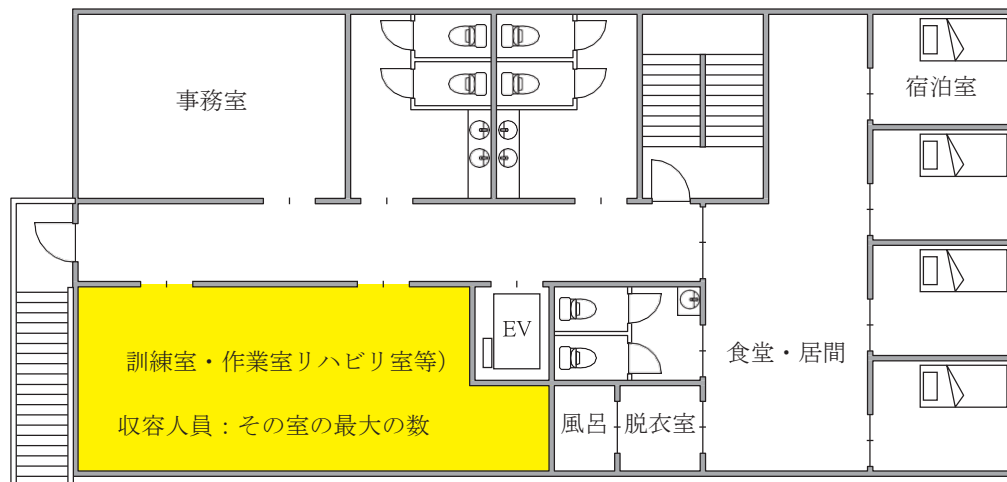
区分	算定方法
(6)項ロ (6)項ハ	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

イ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分（以下この項において「リハビリ室等」という。）については、その室の最大の数とする。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

（ア）法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しない。

（イ）令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。（当該部分と同一階にある宿泊室等の人員は重複して算定しない）



要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数＋宿泊室に宿泊する要保護者の数（同一階にある宿泊室等の人員は重複して算定しない）

(8) 令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物

ア 令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第9表に定める方法によること。

第9表

区分	算定方法
(6)項ニ	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

イ 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（以下この項において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とする。

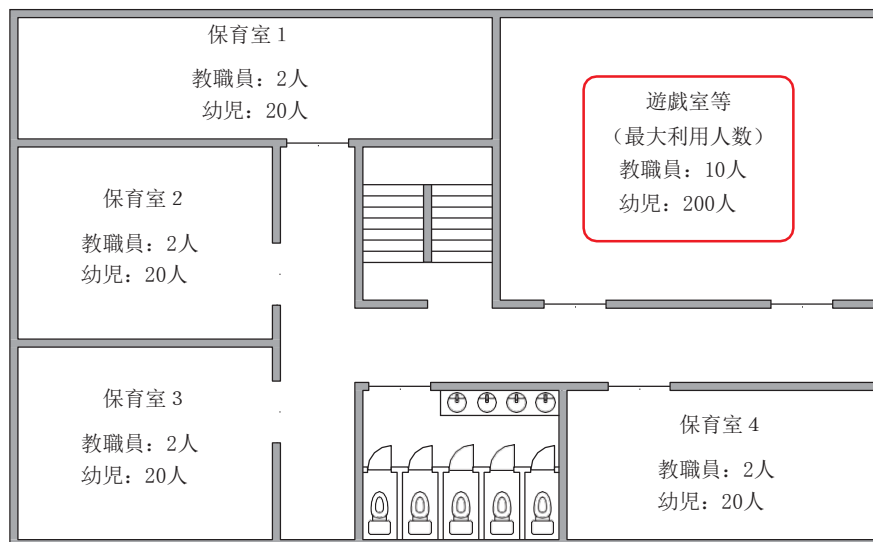
ウ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（以下この項において「遊戯室等」という。）については、その室の最大の収容人員とする。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しない。

(イ) 令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。（当該部分と同一階にある保育室等の人員は重複して算定しない）

（幼稚園の算定方法例）



○教職員の数：8人+10（遊戯室を利用する他階の教職員）

○幼児の数：80人+200（遊戯室を利用する他階の幼児）

階収容人員：298人

(9) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第10表に定める方法によること。

第10表

区分	算定方法
(7)項	教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

イ 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とする。

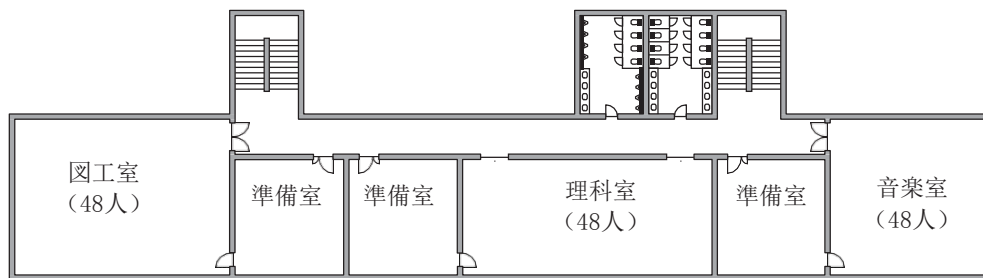
ウ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とする。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しない。

(イ) 令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとする。（特別教室と同一階にある普通教室の人員は重複して算定しない）

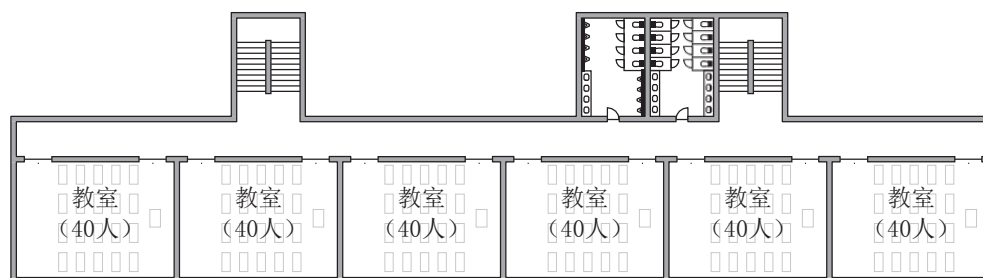
（学校の算定方法例）



○教職員の数：3人

○生徒等の数：48人×3特別教室＝144人

階収容人員：147人



○教職員の数：6人

○生徒等の数：40人×6教室＝240人

階収容人員：246人

(10) 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第11表に定める方法によること。参照)

第11表

区分	算定方法
(8)項	従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

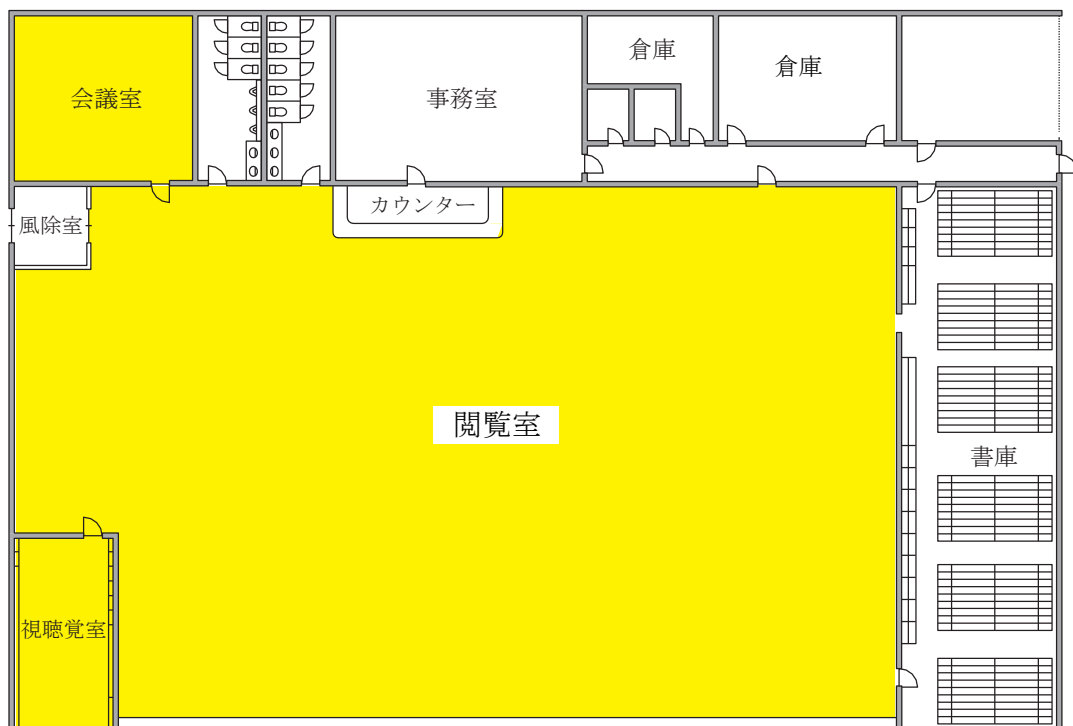
イ 図書館のDVD等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱う。

ウ 閲覧室の開架（図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。）部分及び展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室、展覧室」として、床面積に算入する。

エ 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わない。

オ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱う。

(図書館の算定方法例)



○従業員の数：30 人

○閲覧室：1,200 ㎡ ÷ 3 ㎡=400→400人

○視聴覚室：100 ㎡ ÷ 3 ㎡≒33.3→33人

○会議室：150 ㎡ ÷ 3 ㎡=50→50人

階収容人員：513 人

(11) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第12表に定める方法によること。

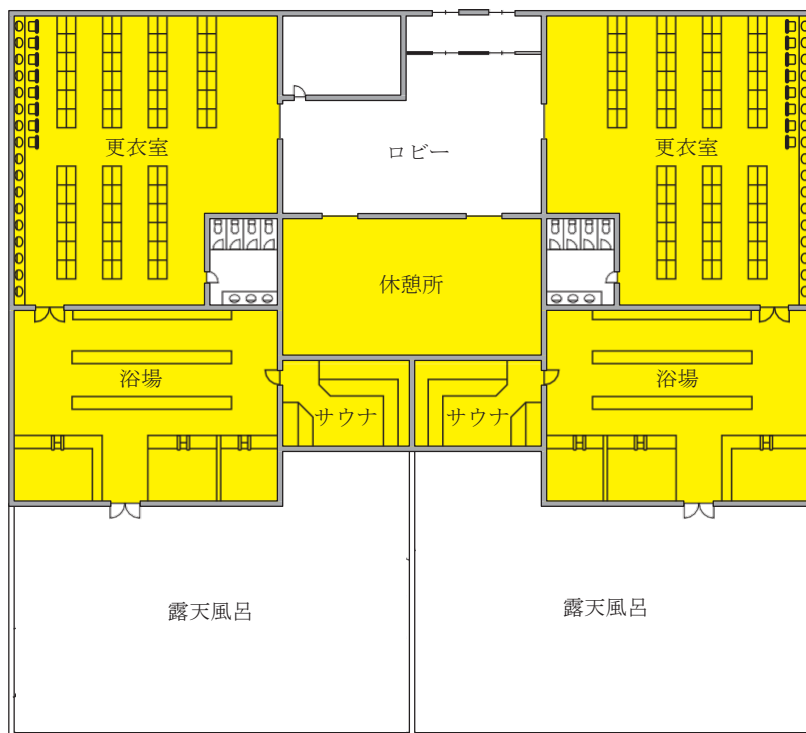
第12表

区分	算定方法
(9)項	従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まない。

ウ 浴場に従属する食堂は、「休憩の用に供する部分」として取り扱う。

(銭湯の算定方法例)



○従業者の数：10人

○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分 () の床面積を3㎡で除して得た数

- ・浴場 $150\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 50 \rightarrow 50\text{人} \times 2\text{カ所} = 100\text{人}$
- ・サウナ $50\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 16.7 \rightarrow 16\text{人} \times 2\text{カ所} = 32\text{人}$
- ・脱衣場 $200\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 66.7 \rightarrow 66\text{人} \times 2\text{カ所} = 132\text{人}$
- ・休憩所 $200\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 66.7 \rightarrow 66\text{人}$

棟収容人員：340人

(12) 令別表第 1 (11)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第 1 (11)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第13表に定める方法によること。

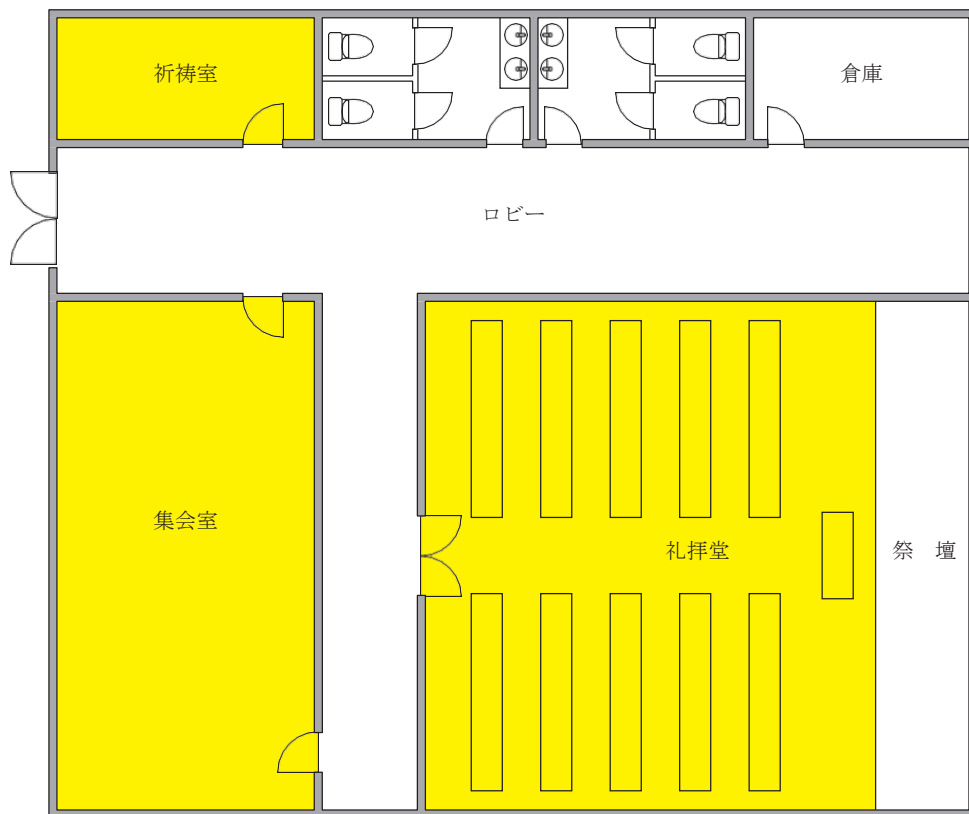
第13表

区分	算定方法
(11)項	神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m ² で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を 3 m²で除して得た数とする。

ウ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わない。

(教会の算定方法例)



○神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人

○礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 () 床面積の合計を 3 m²で除して得た数

- ・礼拝堂 $150\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 = 50 \rightarrow 50$ 人
- ・集会室 $100\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 33.3 \rightarrow 33$ 人
- ・祈祷室 $25\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 8.3 \rightarrow 8$ 人

棟収容人員：94人

(13) 令別表第 1 (10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物

ア 令別表第 1 (10)項及び(12)項から(14)項まで掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第14表に定める方法による。

第14表

区分	算定方法
(10)項、(12)項 (13)項、(14)項	従業者の数により算定する。

イ 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店等の従業者も含めること。

(14) 令別表第 1 (15)項に掲げる防火対象物

ア 令別表第 1 (15)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第15表に定める方法による。

第15表

区分	算定方法
(15)項	従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を 3 m ² で除して得た数とを合算して算定する。

イ 「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは次のとおりとする。

(ア) テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に算入する。

(イ) 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入する。

(ウ) 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しない。

(エ) 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しない。

(オ) 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、拘留質問室、法廷の部分は床面積に算入する。

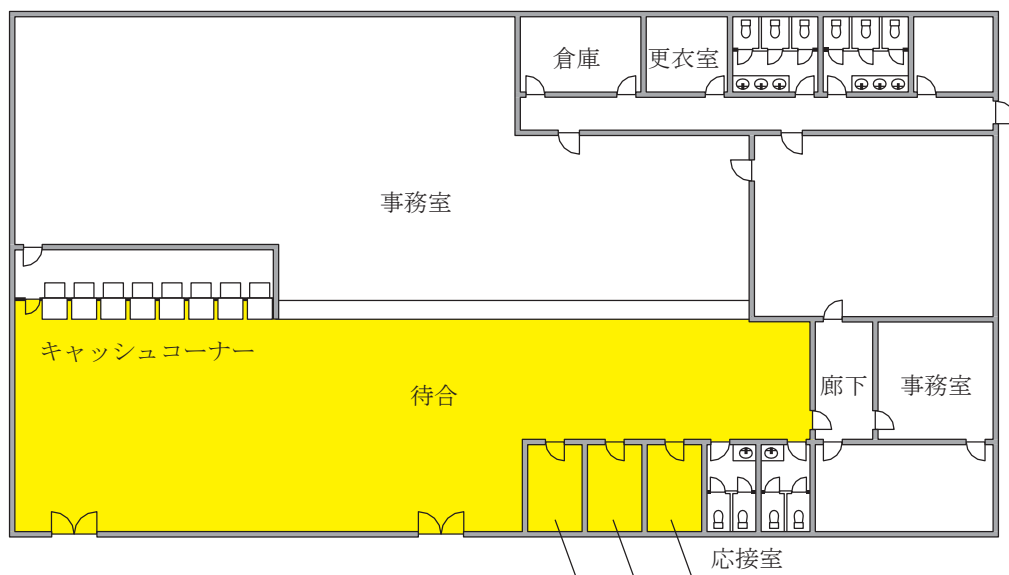
(カ) 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは床面積に算入する。

(キ) 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、整骨院、その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定は、待合の用に供する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う。

(ク) モデル住宅については、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示場部分（人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う。（仮設建築物は除く。）

(ケ) バンビーホームについては、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数とする。

(銀行の算定方法例)



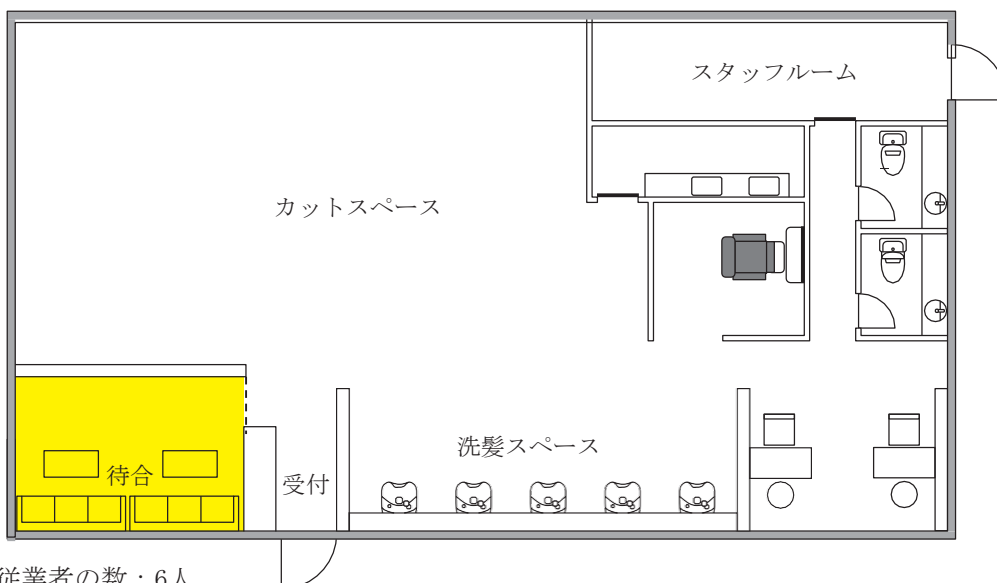
○従業者の数：20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m^2 で除して得た数

・待合及びキャッシュコーナー $145\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 48.3 \rightarrow 48$ 人

・応接室 $14\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 4.7 \rightarrow 4$ 人 $\times 3$ カ所 = 12人 階収容人員：80人

(美容院・理容院の算定方法例)

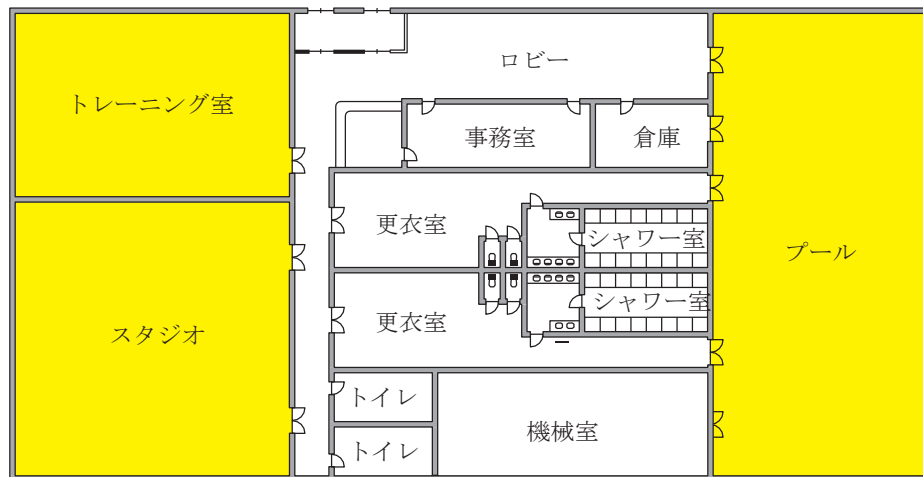


○従業者の数：6人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m^2 で除して得た数
 $6 \div 3\text{ m}^2 = 2 \rightarrow 2$ 人

階収容人員：8人

(スポーツクラブの算定方法例)



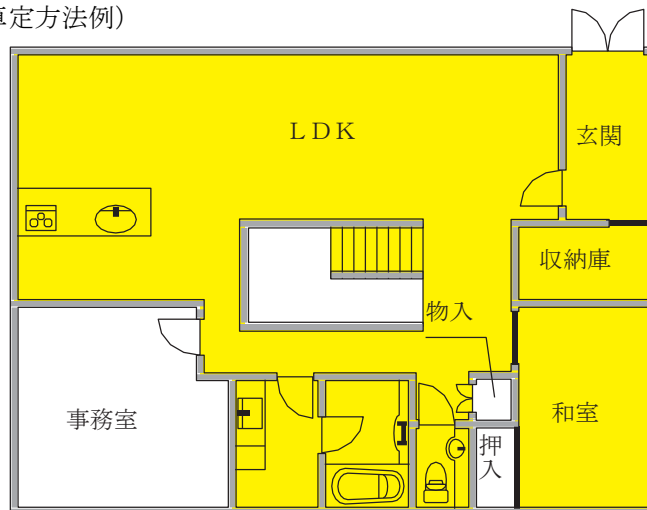
○従業者の数：20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（ ）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・スタジオ $250\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 83.3 \rightarrow 83$ 人
- ・トレーニングジム $200\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 66.7 \rightarrow 66$ 人
- ・プール $500\text{㎡} \div 3\text{㎡} \doteq 166.7 \rightarrow 166$ 人

階収容人員：335人

(モデル住宅の算定方法例)



○従業者の数：5人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（ ）の面積を3㎡除して得た数

※各室毎に算定し、それらを合算する。

- | | | | |
|---------|-----|----------|----|
| ・LDK | 15人 | ・和室 | 4人 |
| ・通路及び階段 | 2人 | ・玄関 | 2人 |
| ・収納庫 | 1人 | ・洗面所及び風呂 | 3人 |
| ・便所 | 0人 | | |

階収容人員：32人

- (15) 令別表第 1 (17)項に掲げる防火対象物
- ア 令別表第 1 (17)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第16表に定める方法によること。

第16表

区分	算定方法
(17)項	床面積を 5 ㎡で除して得た数により算定する。

- イ 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいう。
- ウ (17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもある場合は、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用する。

- (16) (16)項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅は、収容人員の算定はしない。